

鳥獣被害防止サポート事業実施要領

平成 31 年 4 月 1 日 鳥獣対第 1 号農林水産部長通知

第 1 事業の目的

イノシシ、シカ、サル等の有害鳥獣による農林水産被害は依然として高い水準で推移し、被害は深刻化、広域化し、経済的な損失も大きく、農業者等の生産意欲の減退を招くなど、被害防止対策が喫緊の課題となっていることから、集落全体を囲う「集落柵」の整備、新たな獣種に対応するための既存侵入防止柵の機能向上、集落によるサル被害対策の推進など地域の活動を支援し、鳥獣被害の防止・軽減を図る。

第 2 事業実施期間

平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間とし、各々の事業については、単年度で事業を完了すること。

第 3 事業の内容等

この事業の事業種目は次のとおりとし、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表のとおりとする。

- 1 集落柵整備支援
- 2 侵入防止柵機能向上支援
- 3 先進的技術導入支援
- 4 サル被害に強い集落づくりモデル事業

第 4 被害防止計画

本事業は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条第 1 項に基づく鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）の実現を図るため、被害防止計画との整合に留意しつつ、進めるものとする。

第 5 事業実施等の手続

- 1 市町村長は、各事業実施主体の事業実施計画書（様式第 3 号、第 4 号）を取りまとめ、事業実施計画総括表（様式第 2 号）を作成し、承認申請書（様式第 1 号）により県民局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 県民局長は、1 により提出された事業実施計画がこの事業の目的・内容及び採択要件等に照らして適当であると認められる場合には、あらかじめ知事と協議の上、これを承認するものとする。
- 3 事業実施主体は、事業の目的に資するため必要があると認める場合には、実施計画の内容を変更できるものとする。この場合において、補助金額の増減、事業実施主体の変更、事業種目の新設又は廃止に係る内容を変更しようとするときは 1 及び 2 に準じて行うものとする。

第6 事業実績報告等

- 1 市町村長は、事業完了から起算して30日を経過した日又は事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）により県民局長に報告するものとする。
- 2 県民局長は、1により提出された事業実績報告書により、事業実施の完了を確認した後、その旨を市町村長に通知するとともに、速やかに事業実績報告書の写しを知事に提出するものとする。
- 3 県民局長は、必要に応じ、市町村長に事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第7 助成措置

県は、予算の範囲内において、第3に定める事業実施に要する経費について別に定めるところにより助成するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施につき必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(別表) 事業の内容等

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
集落柵整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集落柵の整備 ワイヤーメッシュ柵、電気柵、金網柵、トタン柵、防護ネット等の資材 ※電気柵の受電施設は除く 	市町村農業団体営農集団等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村被害防止計画に位置づけられていること。 ・整備地区ごとの受益戸数が3戸以上であること。 ・受益面積が概ね3ha以上であること。 (中山間地域は概ね2ha以上) ・原則として連続した防護柵であること。 ・集落点検マップを作成すること。 ・整備内容が効率的かつ効果的であり、受益者の話し合いに基づく合意が得られていること。 ・鳥獣を寄せ付けない環境整備を組み合わせること。 	1/2以内
侵入防止柵機能向上支援	電気柵による既存の集落柵の複合化や集落柵設置後の中・小型獣種対策柵の追加設置に必要な資材	市町村農業団体営農集団等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村被害防止計画に位置づけられていること。 ・受益戸数が3戸以上であること。 ・受益面積が概ね3ha以上であること。 (中山間地域は概ね2ha以上) ・集落単位での取組であること。 	1/2以内
先進的技術導入支援	ICT技術等の新たな技術の現地導入に必要な資材	市町村農業団体営農集団等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村被害防止計画に位置づけられていること。 ・受益戸数が3戸以上であること。 ・受益面積が概ね30a以上であること。 ・集落(又は地区)単位の取組であること。 	1/2以内
サル被害に強い集落づくりモデル事業	サル被害防止対策モデル集落(又は地区)の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会の開催 ・花火等追い払い資材 ・煙火手帳取得講習会経費 ・集落環境整備等に係る経費 ・GPS首輪装着に係る麻酔に要する経費 等	市町村、鳥獣被害防止対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的にサル被害防止対策に取り組む集落(又は、地区)であること。 	1/2以内

(注)本事業を実施する地区においては、積極的に鳥獣被害対策関係の研修会等に参加すること。